移動等円滑化取組報告書(鉄道車両)

(令和2年度)

住 所 三重県四日市市諏訪町1-5

事業者名 四日市市 代表者名 四日市市長 森 智広

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

- I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況
 - (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況
 - ① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道 車両 (計画対象期間及び事業の主な内容)		前年度の実施状況	
なし	鉄道車両は全て移動等円滑化基準に適合している。	特になし	

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で 定める基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	前年度の実施状況		

(2)	移動等円滑化の	促進を達成するために	(1)と併せて講ず	べき措置の実施状況	
(3)	報告書の公表方	法			
	四日市市役所ホー	ームページにて掲載			
(4)	その他				

Ⅱ. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和3年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供し ている編成数 (両)	公共交通移動等円 滑化基準省令に 適合した編成数 (両)	車椅子スペースの 数が公共交通移 動等円滑化基準 省令の規定を満た している編成数	便所のある編成 数	便所のある編成の うち車いす対応型 便所のある編成数	案内装置のある 編成数	車両間転落防止 設備のある編成 数
普通鉄道(その他)	5 編成14 (両)	5 編成14 (両)	5 編成	0 編成	0 編成	5 編成	5 編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成(両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成(両)		編成	編成	編成	編成	編成
	編成(両)		編成	編成	編成	編成	編成
	編成(両)		編成	編成	編成	編成	編成
	編成(両)		編成	編成	編成	編成	編成
	編成(両)		編成	編成	編成	編成	編成
	編成(両)		編成	編成	編成	編成	編成
	編成(両)		編成	編成	編成	編成	編成
	編成(両)	` · · · ·	編成	編成	編成	編成	編成
	編成(両)		編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	5 編成14 (両)		5 編成	0 編成	0 編成	5 編成	5 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関す	上る事項
(1)過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2)過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	0